



表1 解剖の種類

【遺族の承諾要 ○】

- 系統解剖** 医学部の学生が人体の構造を学ぶため、ご献体いただいた遺体を解剖する
- 病理解剖** 病気で亡くなられた方の病因等を詳しく調べ、今後の医学・医療の発展に役立てる
- 法医解剖**
 - 司法解剖** 検察官、警察官等が必要と判断した場合、裁判官の許可を得て行う解剖
 - 承諾解剖** 遺族の承諾を受け、死因を詳しく調べるために行う解剖
 - 行政解剖** 死体解剖保存法に基づいて行われる解剖

図1 監察医制度がある地域



調べる事 07-57

- 死 因
- 創 傷
- 血液型
- 性 別
- 年 齢
- 等



◎どんなことを調べるの？

交通事故、火災、転倒・転落、暴力、薬毒物といった外力作用と死亡の関係を調べます。解剖の結果、病気で死亡したということが判明することもあります。また、傷があれば、その傷がどのようにできたかを検討します。

死亡推定時刻も重要ですが、実際には細かな特定は難しく、ドラマや映画のように「午後3時30分～4時の間」といったような訳にはいきません（ドラマのように、法医学の医師が「捜査」を行うことは絶対にありません）。

身元が判らない場合に、骨や歯の特徴から年齢を推定する、あるいは白骨から性別を調べることもあります。歯の治療痕やDNA鑑定によって身元が判明することも少なくありません。

◎法医学が貢献できること

私たちの研究室では、社会に対して貢献できることを目標として、死者の人権を守るべく死因判断や個人識別を正確に行うための手法・技術の研究・開発を行っています。

現在は、社会問題となっている熱中症や薬物乱用の人体・各臓器への影響を、動物を用いて分子生物学的に解析しています。これらの研究から得られた新しい知識・情報を、生きている人々の健康に役立てることができたらと考えています。

◎三重県では

昨年は108体、今年は57体(8月下旬現在)の司法解剖が行われました(その全てが、三重大学で行われました)。

全国的に医師が不足していますが、法医学の世界も例外ではありません。全国で司法解剖を担当している医師数は150名程ではないでしょうか。少ない人数で「地域と共に」歩んでいるのは臨床医だけではないことを知っていただければと思います。

三重大学大学院医学系研究科・教授
Nata, Masayuki 那谷 雅之
[URL] http://www.medic.mie-u.ac.jp/forens_med_sci/



ニュースや新聞記事で「〇×署で詳しい死因を調べている」、「司法解剖を行って死因を調べる」といったことを聞いたり、読んだりしたことがあるのでは・・・

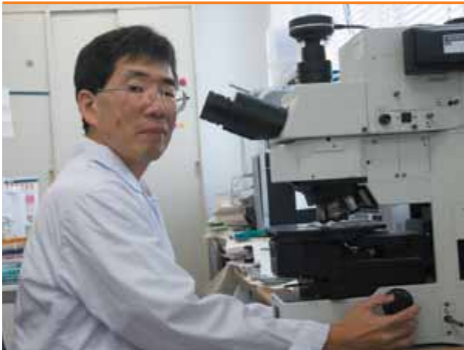
◎司法解剖とは？

司法解剖は、法医解剖の3つの分類の中の一つで、犯罪に巻き込まれた方、その可能性がある方、身元がわからない方、死亡の原因が全くわからない方などについて、検察官、警察官、海上保安官などが必要と判断した場合に裁判官の許可を得て行われる解剖です(表1)。

◎どこで、誰が行っているの？

司法解剖は、全国各地の大学医学部、医科大学の医師が行っています。なお、三重県内の司法解剖は、全て三重大学で行われています(三重大学では「法医学科学分野」という名称です)*。

*複数の法医学教室を擁する地域では、曜日毎の当番制や警察署単位で担当大学を決めるケースも。



▲那谷教授

法医学で死因の解明に力を注ぐ

地域を支える医師たち

特集
地域に根ざって